

陳 情 文 書 表
(令和5年第2回定例会)

陳 情 第 8 号	令和5年5月22日受理
付 託 委 員 会	総務常任委員会
件 名	公文書の訂正方法を条例化する事を要求する陳情
陳 情 要 旨	<p>・現在、八千代市に公文書の訂正方法を定める法律は存在しない。そのため、八千代市職員は、公文書を訂正する場合、自分達の都合に合わせて、適当にいい加減な事をやっており、完全に市民をバカにしている。そこできちんと次の通り、公文書の訂正方法を条例化する事を要求する。</p> <p>・公文書を訂正する場合は、次の①、②いずれかの方法によるものとする。</p> <p>①誤った文書と正しい文書を差し換えする。</p> <p>②文書の誤った部分を二本線抹消（赤を使うこと）し、その上に正しい物を記入し、訂正印（市長印）を押印すること。</p>